

尾張旭市監査公表第29号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項の規定に基づき実施した定例監査の結果を、同条第9項の規定により公表します。

令和元年12月2日

尾張旭市監査委員 長谷川 博 樹

尾張旭市監査委員 さかえ 章 演

定例監査報告書

1 監査の種類

定例監査

2 監査の対象

会計課

3 監査の期間

令和元年9月25日から令和元年10月29日まで

4 監査の方法

令和元年度（令和元年8月31日現在）における財務事務の執行及び事業の管理、また、重点監査項目について、提出された監査資料、関係する諸帳簿及び書類に基づき監査するとともに、併せて関係職員の説明を求め実施した。

5 監査の結果

所管の財務事務の執行及び事業の管理、また、今年度における重点監査項目については、おおむね適正に処理されていると認められた。

6 要望事項

現金の取扱いに関しては、市長から任命された出納員や現金取扱員が出納事務を行う。出納員等としての役割を理解し、出納事務に携わる重要性を自覚してもらう内容の研修を行うなど、日頃から公金に対する意識の向上を図るような取組を検討していただきたい。

定例監査報告書

1 監査の種類

定例監査

2 監査の対象

教育委員会（教育行政課、旭中学校、旭小学校、東栄小学校、学校給食センター、生涯学習課、図書館、文化スポーツ課）

3 監査の期間

令和元年9月25日から令和元年10月29日まで

4 監査の方法

令和元年度（令和元年8月31日現在）における財務事務の執行及び事業の管理、また、重点監査項目について、提出された監査資料、関係する諸帳簿及び書類に基づき監査するとともに、併せて関係職員の説明を求め実施した。

5 監査の結果

各課等所管の財務事務の執行及び事業の管理、また、今年度における重点監査項目については、おおむね適正に処理されていると認められた。その中で、一部の課において不適切なものが次のとおり見受けられたことから、今後の事務執行等に当たっては、これらの点に留意するとともに、必要な措置を講じられたい。

なお、措置を講じた場合は、その旨を通知されたい。

6 指摘事項（注意すべきもの）

- (1) 一般廃棄物収集運搬業務委託について、最低制限価格を予定価格の10分の7で設定している。平成30年10月1日より、植物管理業務及び廃棄物・リサイクル業務に分類されるもので、予定価格が50万円を超えるものについて、最低制限価格が予定価格の10分の7から10分の8に改正されている。（学校給食センター）
- (2) 尾張旭市体育協会活動費補助金について、収支予算書の収入欄において、団体の年間の活動に係る全体の収入が記入されていない。（文化スポーツ課）